

「目黒区物価高騰等対策資金融資」を新設しました

目黒区は、物価高騰等により、経営に影響を受けた中小企業を支援するため、「目黒区物価高騰等対策資金融資」を新設しました。

【融資あっせん期間】

令和4年10月17日(月)～令和5年3月31日(金)

なお、申込は期間内一企業一回限りです。

【融資あっせんの内容】

- (1) 限度額 1,000万円以内
- (2) 貸付期間 5年以内(据置1年を含む)
- (3) 使途 運転資金、設備資金
- (4) 貸付金利 当初3年 無利子(区全額負担1.8%)
4年目以降 0.4%以内(区補助1.4%)
- (5) 対象

次の①から⑤のすべての条件を満たし、かつ、アまたはイの条件を満たしている中小企業者

※創業時期によりアを適用できない場合のみ、イを適用すること

- ① 区内に住所又は主たる事業所を有している者(法人は登記上の本店所在地)
- ② 信用保証協会の保証対象業務を営んでいること。
- ③ 所得税(法人税)、住民税及び事業税を滞納していないこと。
- ④ 許認可等を必要とする業種の場合、その許認可等を得ていること。
- ⑤ 借入目的が既存の借入金の返済でないこと。

ア 直近3ヶ月の売上総利益または営業利益が前年の同期と比して、10%以上減少していること

イ 直近1ヶ月の売上総利益または営業利益が、直近1ヶ月を含む直近3ヶ月間の平均と比して、10%以上減少していること

<参考> 売上総利益=売上高-売上原価(仕入や材料費等)

営業利益=売上総利益-販売費・一般管理費(人件費や光熱費等)

(6) その他

- 信用保証協会の保証を付した場合、原則、責任共有制度の対象です。
- 別途、取扱金融機関の審査があります。また、連帯保証人や担保の要否は取扱金融機関等が判断します。
- 信用保証料の補助はありません。

本融資に対する支援金も新設しました。

詳細は裏面をご覧ください。

(裏面につづく)

「目黒区物価高騰等対策資金融資支援金」

「目黒区物価高騰等対策資金融資」をご利用された方向けに、融資支援金を新設しました。

【対象】

目黒区物価高騰等対策資金融資あっせんにより、令和5年3月31日までに
融資を受けられた方(表面参照)

【支援金額】

10万円以内(融資実行金額100万円につき1万円、1万円未満切り上げ)

計算方法

融資実行金額÷100万円×1万円＝支援金額(1万円未満切り上げ)

(例)融資実行金額410万円の場合

410万円÷100万円×1万円＝4万1,000円 支援金額5万円

【提出書類】

- ・目黒区物価高騰等対策資金融資支援金申請書
- ・確認書
- ・支援金振込希望口座が確認できる通帳等の写し(①表紙、②表紙をめくった見開きページ)

※上記提出書類に加え、目黒区中小企業融資結果回答書(金融機関より区に送付)により
融資実行が確認できた方のみ受付となります。

【申請受付期間】

令和5年3月31日(金曜日)(必着)

令和5年4月1日以降に実行された融資については対象外となります。

※詳細はお問い合わせください。

■融資あっせん制度の相談・申込は予約制です。

予約受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで

産業経済部産業経済・消費生活課経済・融資係 電話 03-5722-9879

03-5722-9880

FAX 03-5722-9169